

OECD加盟国の医療費の状況(2012年)

国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)		備考
	順位	順位			
アメリカ合衆国	16.9	1	8,745	1	
オランダ	11.8	2	5,099	4	
フランス	11.6	3	4,288	11	
スイス	11.4	4	6,080	3	
ドイツ	11.3	5	4,811	6	
オーストリア	11.1	6	4,896	5	
デンマーク	11.0	7	4,698	7	
カナダ	10.9	8	4,602	8	
ベルギー	10.9	8	4,419	10	
日本	10.3	10	3,649	15	
ニュージーランド	10.0	11	3,172	20	※
スウェーデン	9.6	12	4,106	12	
ポルトガル	9.5	13	2,457	23	
スロベニア	9.4	14	2,667	22	
スペイン	9.4	14	2,998	21	※
ノルウェー	9.3	16	6,140	2	
イギリス	9.3	16	3,289	18	
ギリシャ	9.3	16	2,409	24	

国名	総医療費の対GDP比(%)		一人当たり医療費(ドル)		備考
	順位	順位			
イタリア	9.2	19	3,209	19	
オーストラリア	9.1	20	3,997	13	※
フィンランド	9.1	20	3,559	16	
アイスランド	9.0	22	3,536	17	
アイルランド	8.9	23	3,890	14	
スロバキア	8.1	24	2,105	27	
ハンガリー	8.0	25	1,803	29	
韓国	7.6	26	2,291	26	
チェコ	7.5	27	2,077	28	
イスラエル	7.3	28	2,304	25	
チリ	7.3	28	1,577	30	
ルクセンブルク	7.1	30	4,578	9	
ポーランド	6.8	31	1,540	31	
メキシコ	6.2	32	1,048	33	
エストニア	5.9	33	1,447	32	
トルコ	5.4	34	984	34	
OECD平均	9.3		3,484		

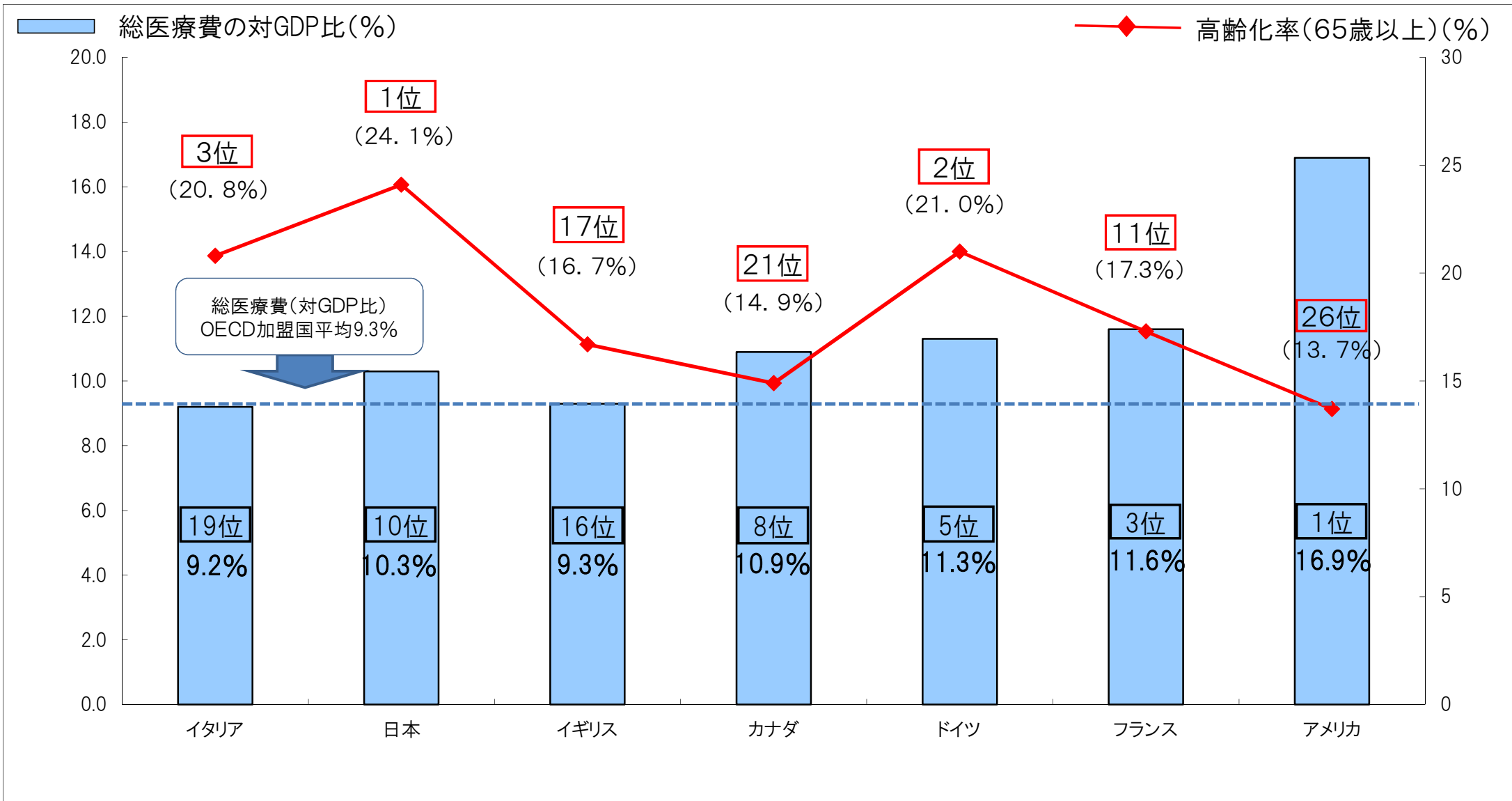
【出典】「OECD HEALTH DATA 2014」

(注1) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

(注2) ※の数値は2011年のデータ

G7諸国における総医療費(対GDP比)と高齢化率の状況(2012年)

□ OECD34カ国内の順位



○ 出典:「OECD HEALTH DATA 2014」

○ OECDの「総医療費」には、国民医療費に加え、介護費用の一部(介護保険適用分)、民間の医療保険からの給付、妊娠分娩費用、予防に係る費用等が含まれていることに留意が必要

医療分野についての国際比較(2012年)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
人口千人当たり 総病床数	3.1 ※ ¹	2.8	8.3	6.3	2.6	13.4
人口千人当たり 急性期医療病床数	2.6 ※ ¹	2.3	5.4	3.4	2.0	7.9
人口千人当たり臨床医師数	2.5 ※ ²	2.8	4.0	3.3 #	3.9 ※ ²	2.3
病床百床当たり臨床医師数	79.9 ※ ¹	97.7	47.6	48.7 #	148.7 ※ ²	17.1
人口千人当たり 臨床看護職員数	11.1 #	8.2	11.3 ※ ²	8.7 #	11.1 ※ ²	10.5
病床百床当たり 臨床看護職員数	371.4 #	292.3	138.0 ※ ²	143.6 #	420.2 ※ ²	78.9
平均在院日数	6.1 ※ ²	7.2	9.2	9.1 ※ ²	5.8	31.2
平均在院日数(急性期)	5.4 ※ ²	5.9	7.8	5.1	5.6	17.5
人口一人当たり 外来診察回数	4.0 ※ ¹	5.0 ※ ³	9.7	6.7	3.0 ※ ²	13.0 ※ ²
女性医師割合(%)	32.7 ※ ²	45.7	43.7	42.1	46.2 ※ ²	19.6
一人当たり医療費(米ドル)	8,745	3,289	4,811	4,288	4,106	3,649 ※ ¹
総医療費の対GDP比(%)	16.9	9.3	11.3	11.6	9.6	10.3
OECD加盟諸国間での順位	1	16	5	3	12	10
平均寿命(男)(歳)	76.3 ※ ²	79.1	78.6	78.7	79.9	79.9
平均寿命(女)(歳)	81.1 ※ ²	82.8	83.3	85.4	83.6	86.4

(出典): OECD Health Data 2014 OECD Stat Extracts

注1: 「※¹」は2010年のデータ 「※²」は2011年のデータ 「※³」は2009年のデータ。

注2: 「#」は実際に臨床にあたる職員に加え、研究機関等で勤務する職員を含む。

注3: 一人当たり医療費(米ドル)については、購買力平価である。

主要国の医療保障制度概要

		日本(2014)	ドイツ(2013)	フランス(2013)	スウェーデン(2013)	イギリス(2013)	アメリカ(2013)
制度類型		社会保険方式 ※国民皆保険 ※職域保険及び地域保険	社会保険方式 ※国民の約88%が加入。 ※被用者は職域もしくは地域ごとに公的医療保険に加入。一定所得以上の被用者、自営業者、公務員等は強制適用ではない。 ※強制適用の対象でない者に対しては民間医療保険への加入が義務付けられており、事実上の国民皆保険。	社会保険方式 ※国民皆保険(国民の99%が加入) ※職域ごとに被用者制度、非被用者制度(自営業者等)に加入。(強制適用の対象とならない者:普遍的医療給付制度の対象となる。)	税方式による公営の保健・医療サービス ※全居住者を対象 ※広域自治体(ランスタングなど)が提供主体(現金給付は国の事業として実施)	税方式による国営の国民保健サービス(NHS) ※全居住者を対象	社会保険方式(メディケア・メディケイド) ※65歳以上の高齢者及び障害者等を対象とするメディケアと一定の条件を満たす低所得者を対象とするメディケイド ※国民皆保険になっておらず(いかなる医療保険の適用も受けていない国民が人口の15.4%(2012))現役世代の医療保険は民間が中心
	自己負担	3割 義務教育就学前 2割 70歳～74歳 2割(現役並み所得者は3割) ※平成26年4月以降に新たに70歳になる者 2割 同年3月末までに既に70歳に達している者 1割 75歳以上 1割(現役並み所得者は3割)	・外来:2013年初より自己負担撤廃 ※それまでは同一疾病につき四半期ごとに10ユーロの診察料(紹介状持参者等は無料) ・入院:1日につき10ユーロ(年28日を限度) ・薬剤:10%定率負担(負担額の上限10ユーロ、下限5ユーロ)	・外来:30% ・入院:20% ・薬剤:35%(抗がん剤等の代替薬のない高額な医薬品は0%、胃薬等は35%、有用性の低い薬剤60%、ビタミン剤や強壮剤は100%) ※償還制であり、一旦窓口で全額を支払う必要あり(入院等の場合は現物給付)。 ※自己負担分を補填する補足疾病保険が発達している。(共済組合形式、国民の8割が加入) ※上記の定率負担のほか、外来診療負担金(1回1ユーロ、暦年で50ユーロが上限)、入院定額負担金(1日18ユーロ、精神科は13.50ユーロ)があり、これについては補足疾病保険による償還が禁止されている。	・外来:ランスタングが独自に設定プライマリケアの場合の自己負担は、1回100～200クローナ ※法律による患者の自己負担額の上限は全国一律1年間1,100クローナ。各ランスタングはこれより低い額を定めることもできる ※多くのランスタングでは20歳未満については無料。 ・入院:日額上限100クローナの範囲内でランスタングが独自に設定 ※多くのランスタングでは18～20歳までは無料。 ・薬剤:全国一律の自己負担額900クローナまでは全額自己負担 ※年間2,200クローナが上限	原則自己負担なし ※外来処方薬については1処方当たり定額負担、歯科治療については3種類の定額負担あり。 なお、高齢者、低所得者、妊婦等については免除があり、薬剤については免除者が多い。	・入院(パートA)(強制加入) ～60日: \$ 1,184までは自己負担 61日～90日: \$ 296/日 91日～150日: \$ 592/日 ※生涯に60日だけ、それを超えた場合は全額自己負担 151日～:全額自己負担 ・外来(パートB)(任意加入) 年間 \$ 147+医療費の20% ・薬剤(パートD)(任意加入) \$ 325まで:全額自己負担 \$ 325～\$ 2,970:25%負担 \$ 2,970～\$ 4,750:47.5%負担(ブランド薬)/79%負担(ジェネリック) \$ 4,750～:5%負担又は \$ 2.65(ジェネリック)/\$ 6.6(ブランド薬)の高い方
財源	保険料	報酬の10.00%(労使折半) ※協会けんぽの場合	報酬の15.5% 本人:8.2% 事業主:7.3% ※全被保険者共通 ※自営業者:本人全額負担	賃金総額の13.85% 本人:0.75% 事業主:13.1% ※民間商工業者が加入する被用者保険制度(一般制度)の場合	なし	なし	入院(パートA) 給与の2.9%(労使折半) ※自営業者:本人全額負担 外来(パートB) 月約104.9ドル(全額本人負担) 薬剤(パートD)(平均保険料) 月約40.18ドル(全額本人負担)
	国庫負担	給付費等の16.4% ※協会けんぽの場合	連邦一般予算の健全化のため、2012に補助上限である140億ユーロに達していた連邦補助が、2013年分は115億ユーロに削減された。	従来、国庫負担は赤字補填に限定されていたが、1991年から国庫負担が増大。医療、年金等の財源として、一般社会拠出金(目的税)からの充当あり。(税率:賃金所得の7.5%、うち医療分5.29%)	原則なし ※ランスタングの税収(住民所得税等)と患者の自己負担額で賄っている。 ※わずかであるが、国からの一般交付税、補助金あり。	租税を財源としている。	入院(パートA) 社会保障税を財源 外来(パートB) 費用の約75% 薬剤(パートD) 費用の約75%